

第143回 船橋市都市計画審議会

議案 第1号

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設

(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置

(付議)

・栄町地区

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 株式会社 ログ 代表取締役 金田 彰	船橋市栄町 2丁目2-5	5,781.36 m ²	準工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、JR船橋駅から南南西へ約1.8キロメートル、国道357号から南へ約160メートルの位置にあり、都市計画区域内の準工業地域である。

敷地への主要な搬出入路は、幅員9.0メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

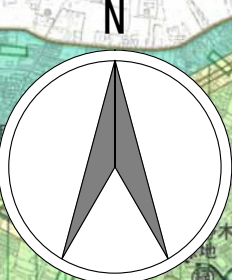
破砕施設（2基）

木くず 858.72 t/日

廃プラスチック類 520.32 t/日

3 建築物 新築 3 棟

位置図 1:20,000

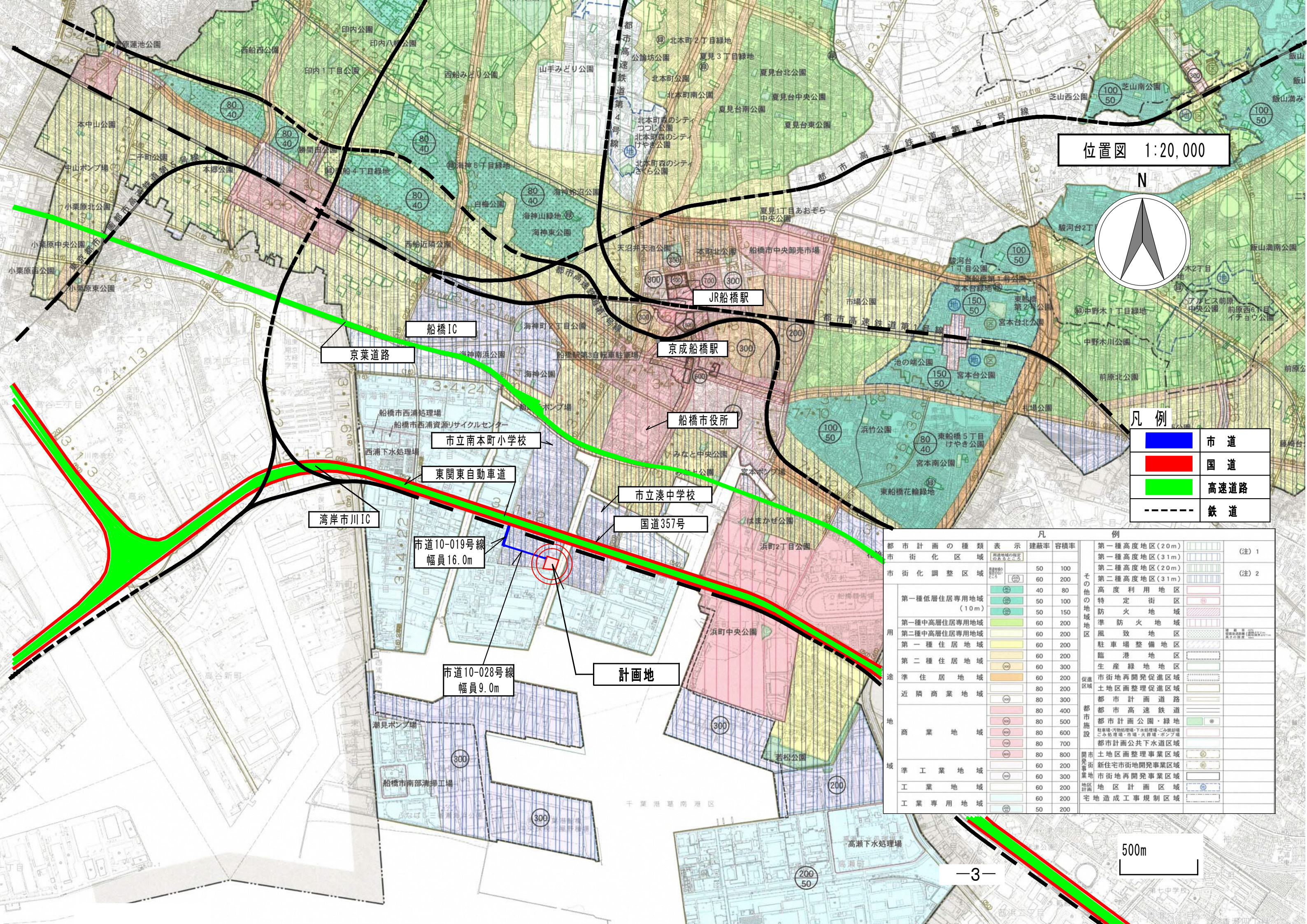


凡例

	市道
	国道
	高速道路
	鉄道

凡例		建蔽率	容積率	例
都市計画の種類	表示			
市街化区域				第一種高度地区(20m)
市街化調整区域				第一種高度地区(31m) (注1)
用地		50	100	第二種高度地区(20m)
		60	200	第二種高度地区(31m) (注2)
用途		40	80	高度利用地区
		50	100	特定街区
		50	150	防火地域
		60	200	準防火地域
地域		60	200	風致地区
		60	200	駐車場整備地区
		60	200	臨港地区
		60	300	生産緑地地区
促進区域		60	200	市街地再開発促進区域
		80	200	土地区画整理促進区域
都市施設		80	300	都市計画道路
		80	400	都市計画公園・緑地
開市発事業地		80	500	都市計画公共下水道区域
		80	700	土地区画整理事業区域
地区計画		60	200	新住宅市街地開発事業区域
		60	300	市街地再開発事業区域
工業専用地域		60	200	地区計画区域
		60	200	宅地造成工事規制区域
		50	200	

500m



京葉道路

船橋IC

JR船橋駅

京成船橋駅

船橋市役所

市立南本町小学校

東関東自動車道

市立湊中学校

国道357号

湾岸市川IC

市道10-019号線
幅員16.0m

計画地

市道10-028号線
幅員9.0m